

日野連109-86号

2013年9月25日

一般社団法人 日本野球機構

事務局長 下田 邦夫 殿

公益財団法人 日本野球連盟

専務理事 野端 啓夫

当連盟所属選手に対する入団交渉及び契約に関するNPBへの申し入れ事項について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当連盟の各種事業にご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年9月17日にMLBドジャース球団より発表された当連盟所属選手とのマイナー契約締結の報を受けて、当連盟と致しましては、MLB球団関係者による日本国内におけるスカウト活動について、貴機構からMLBに対し下記のとおり要請していただきたく存じます。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、不明な点等ございましたら当連盟事務局（担当 崎坂）までご連絡ください。

敬具

#### 記

#### 1. 当連盟との申し合わせ事項の遵守

(1) NPBのドラフト対象外の選手とは契約しない。

日本野球機構（NPB）と当連盟との協定によりドラフト対象から除外されている以下に該当する選手との契約は締結しないこと。

①当連盟に登録後3年（シーズン）を経過していない高卒（中退及び中卒含む）選手

②当連盟に登録後2年（シーズン）を経過していない大卒（中退含む）選手

(2) 入団交渉に関する申し合わせ事項の遵守

都市対抗野球大会本大会終了後、入団交渉を行うことができるものとするが、事前に当該選手が所属しているチーム代表者（部長又は監督）の了解を得ること。

#### 2. 契約時期の遵守

日本野球機構（NPB）が行うドラフト会議の期日以前には契約を締結しないこと。ただし、ドラフト会議以降に選手が所属しているチームの公式試合がある場合、その公式試合の終了日までは当該選手との契約は締結しないこと。

#### 3. 在籍選手との契約は禁止

当連盟加盟チームに在籍している（登録を抹消していない）選手との契約は締結しないこと。

#### 4. アマチュア関係団体との合同協議開催

MLBに関係する入団交渉及び契約等の事項については、当連盟だけでなく高校や大学野球関係団体も共通の課題となりますので、全日本野球協会を通じて別途協議する機会を設けていただきたい。

以上